

協力会社安全衛生管理規則

1 一般的事項

1-1 労働安全衛生法令等の遵守

協力会社は、労働安全衛生関係法令を遵守し、「事業者」としての責務を履行するとともに、当社及び作業所が定める規則等に従わなければならない。

1-2 協力会社の定義

協力会社とは、当社から仕事を受注した一次下請負会社のほか、一次下請負会社が当社から受注した仕事の一部を受注する二次以降のすべての下請負会社をいう。

1-3 施工管理体制の明確化

協力会社は、過度の重層請負の改善に努めるとともに、施工体制届書により作業場における管理体制について作業所の確認を受け、その体制における各々の責任を確実に果たさなければならない。

1-3 届出書類による通知

協力会社は、作業所での施工前に、当社の定めた書類に基づき、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名、並びに従事する作業員に関する事項等について作業所に通知し、作業所長の確認を受けなければならない。

1-4 自主的な安全衛生管理活動

- 1 一次下請負会社は、自社が受注した仕事の一部を二次下請負会社に発注した場合、その管理責任が発生し、作業間の連絡及び調整、作業の巡視、二次下請負会社に対する教育等の義務を有する。
- 2 協力会社は、作業所の労働災害等の防止を図るための安全衛生管理活動を自主的に行うことを基本に置かななければならない。
- 3 協力会社は、その作業員に対し、常に定められた作業手順に則った作業を行うよう、教育を徹底するとともに指導監督しなければならない。
- 4 協力会社は、作業所における災害等の防止のため、統括安全衛生責任者である作業所長等に協力し、その指示に従わなければならない。
- 5 協力会社は、3によるとともに、事業者としての自主的な活動により、作業所における労働災害等の防止のため必要な措置を講じなければならない。

1-5 安全衛生管理計画書の作成

一次下請負会社は、作業所における工事を開始するに当たり、工事安全衛生管理計画書及び月間安全衛生管理計画書を作成の上、作業所長に提出し確認を受けなければならない。

一次下請負会社は、二次以降の下請負会社に対し、必要に応じ上記に準じて対応するよう指導しなければならない。

1-6 災害防止協議会への参加

協力会社は、作業所で開催される災害防止協議会に参加し、そこにおいて協議・決定された重要事項を関係作業員に周知し、遵守させなければならない。

1-7 職長会への参加

協力会社は、作業所における職長会の設置に関して協力するとともに、自社の職長を積極的に職長会に参加させなければならない。

1-8 安全衛生関係行事への参加

協力会社は、作業所が開催する朝礼(昼礼・夕礼を含む。)、安全大会、一斉清掃等の安全衛生関係行事には、当日就労する作業員を参加させなければならない。

1-9 規律の維持

協力会社は、当社の得意先、近隣、交通機関、公共施設、通行人及び作業所内の他の協力会社に迷惑を及ぼさないよう、作業員の行動規律の維持に関する監督責任を果たさなければならない。

1-10 作業員の交替等

協力会社は、施工に当たる作業員に対する技能、経験、安全衛生意識等についての教育を徹底し、適任な状態にした上で就労させなければならない。

また、作業所の規律等を守らない者は、作業所の要請に応じ、その者を交替させなければならない。

1-11 作業員寄宿舍

協力会社は、作業員寄宿舍を設置する場合、「建設業附属寄宿舍規程」に基づく環境衛生整備を常に行い、管理者を定めて、十分な管理に当たらせるとともに、所轄労働基準監督署に必要な届出を提出しなければならない。

1-12 その他

協力会社は、この規則に定める事項のほか、当社が定める協力会社に関する事項を誠実に履行しなければならない。

2 安全衛生管理体制

2-1 安全衛生責任者等の選任

協力会社は、法定の教育を受けて、その職務を充分に行うことができる者の内から作業所における安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者である当社の作業所長等との連絡など、法令に定められた職務を行わせるとともに、その氏名を所属の作業員に周知させなければならない。

2-2 作業員の管理と適正配置

協力会社は、所属の作業員について、法令で定められた健康診断を実施してその健康状態を把握し、必要な管理を行うとともに、作業所における作業に適した作業員の名簿を事前に作業所に届出で、確認を受けなければならない。

協力会社は、中高年齢者その他、労働災害を防止する上で特に配慮を必要とする者(私病を有する者、年少者、女性等)について、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置に努めなければならない。

2-3 事業主等の作業所巡視

協力会社は、作業所に配置した安全衛生責任者及び職長の職務の履行状態及び作業員の安全作業状況を確認するため、事業主自身又は自社の工事施工・安全管理責任者若しくは安全衛生推進者により定期的に作業所を巡視し、監督及び指導を行い、その結果を作業所長に報告しなければならない。

2-4 職長及び安全衛生責任者の職務

職長及び安全衛生責任者は、当該作業所に常駐し、次の職務を行わなければならない。

【職 長】

- ① 作業方法の決定および作業員の配置
- ② 作業状況の監督及び指導
- ③ 作業設備及び場所の点検・保守
- ④ リスクアセスメントの結果に基づいた措置
- ⑤ 異常時等における措置
- ⑥ その他、監督者として労働災害防止のために必要な事項

【安全衛生責任者】（安衛則 19 条）

- ① 統括安全衛生責任者との連絡
- ② 統括安全衛生責任者からの連絡事項を関係者に連絡
- ③ 統括安全衛生責任者からの連絡事項のうち自分たちの作業の安全に関わることについての実施についての管理
- ④ 自分たちの作業についての計画が、作業所の計画と合致するように統括安全衛生責任者と調整
- ⑤ 混在作業により生じる労働災害に関わる危険の有無の確認及び必要な措置の実施
- ⑥ 仕事の一部を再請負させる場合の、当該他の請負人の安全衛生責任者との連絡調整

2-5 就業制限業務への有資格者の配置

協力会社は、法令により就業制限が定められた業務については、免許を受け、又は技能講習を修了した者でなければその業務を行わせてはならない。当該業務に従事させる時は、免許証又は技能講習修了証を携帯させなければならない。

2-6 特別教育の実施

協力会社は、法令（労働安全衛生規則第 36 条）に定められた危険又は有害な業務については、当該業務に関する法定の特別の教育を受けた者でなければその業務を行わせてはならない。

3 工事施工に関する事項

3-1 作業手順書の作成及び元請確認並びに周知

協力会社は、施工に先立ち、作業所の施工計画に則り、労働災害等の防止に配慮した作業手順書を作成し、作業所の確認を得て、関係する作業員に確実に周知させた上で作業を行わなければならない。

一次下請負会社は、二次以降の下請負会社が作成する施工計画を確認し、元請及び自社の施工計画と整合を図らなければならない。

3-2 作業開始前の安全衛生打合せの実施

協力会社は、毎日の作業開始前、安全衛生責任者又は職長に対し、作業員を集めて作業員の健康状態を把握させ、作業員には保護具の点検をさせるとともに、KY活動

等により、次の事項を実施させなければならない。

- ① 当日の作業内容、作業手順、安全の留意点等についての作業員への指示
- ② 作業間の連絡及び調整結果の周知
- ③ 危険予知活動等の安全活動

※協力会社の作業グループによる危険予知活動は、その作業場所で行い、その作業場所付近に掲示する。

3-3 送出し教育及び新規入場者教育の実施

協力会社は、作業員が作業所で新たに作業に従事することになった場合には、作業所長と連携し、当該作業員に対し、作業所の特性を踏まえて、作業所に入場する前に送り出し教育、作業所入場初日の作業開始前に新規入場者教育として、次の事項を事業主（職長）から周知し、結果を作業所長に報告しなければならない。ただし、新規入場者教育については、作業所の指示に従うものとする。

- (1) 当社からの事前提供資料による教育
 - ① 指揮命令系統に関すること
 - ② 現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他労働災害防止対策に関すること
 - ③ 作業を行う場所の状況（危険有害場所及び立入り禁止区域）に関すること
 - ④ 労働災害等発生時の連絡に関すること
- (2) 事業者独自の教育
 - ① 使用機械、材料等の危険性又は有害性及び取扱い方法に関すること
 - ② 安全装置、保護具等の取り扱いに関すること
 - ③ 作業手順に関すること
 - ④ 作業開始前に行うべき点検に関すること
 - ⑤ 当該業務に伴い発生するおそれのある疾病の原因と予防
 - ⑥ 整理・整頓及び清潔の保持に関すること
 - ⑦ 労働災害等発生時における応急措置及び退避に関すること
 - ⑧ その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

3-4 監視人等

協力会社は、作業所長の指示に従い、法令に定める監視人、誘導者又は交通整理の誘導員について責任者を定めて配置し、適切な安全衛生管理を行わなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-5 持込み機械器具、建設機械等の管理

協力会社は、作業所に持込む機械器具、建設機械等の機械及び設備については、事前に安全について点検するとともに、必要な機械については、法定の特定自主検査等の検査済証等を添付して作業所に届出て、確認を受けなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-6 危険物又は有害物の持込み管理

協力会社は、危険物又は有害物の持込みについては、事前に作業所に届けて、作業所の確認を得た後でなければ、持込むことも、使用することもしてはならない。

持込んだ危険物及び有害物については、法令に基づく管理はもとより、責任者を定めて細心の注意を払って使用及び保管等の管理を行わなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-7 保護具等の着用及び使用

協力会社は、作業所に入場する作業員に対し、作業に適した保護具（保護帽、安全帯、保護メガネ、保護マスク等）を着用させ、必要に応じて的確に使用させなければならない。

使用する保護具は、点検により、その機能を確認した上で使用しなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-8 安全施設の使用及び保守

協力会社は、作業所が設置した手すり、養生棚等の安全防護設備を無断で取り外す行為を作業員にさせてはならない。作業の必要上やむを得ず取外さなければならない場合は、作業所の許可を得て、親綱、安全帯等作業中の墜落による危険防止措置及び関係作業員以外の立入り禁止措置を行った上で取外し作業を行い、作業終了後は、直ちに手すり等を復旧して作業所（次席等）に報告しなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-9 荷揚げ又は荷卸し作業について

協力会社は、荷揚げ又は荷卸しの作業を行うときは、法令又は当社の定める作業標準に基づく玉掛、合図等正しい作業方法で作業しなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-10 火災の予防

協力会社は、溶接その他火気を使用する場合は、当社の定める火気使用ルールに従い、その都度、あらかじめ火気使用届出書を作成し、作業所の担当社員に届け出て許可を得るものとし、火気使用責任者を定めるとともに、消火器、消火用水等を設置して十分な管理の下で作業を行わせなければならない。

作業所における焚火は禁止とし、喫煙については、指定場所以外での喫煙を禁止する。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-11 交通災害の防止

協力会社は、交通災害防止について特に留意し、法令を遵守するとともに、当社及び作業所の規定の他、自社の具体的実施事項を運転者、作業員等に適切に教育しなければならない。

協力会社は、通勤車両の運転者に対し、疲労等による交通災害を防止するため、早めに作業を終了させる等の措置を講じなければならない。

3-12 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）の励行

協力会社は、常に自己の作業場所を整頓して作業を行い、毎日の作業終了後、不要材、発生材、残材及び機械、工具、備品等を作業所の指定する場所に集積又は格納して整理しなければならない。

また、作業員は、常にその作業にふさわしい身だしなみを整え、清潔を保たなければならない。休憩所等の施設は、毎日清掃を行い、清潔な状況を保持しなければならない。

3－13 作業終了時の報告

協力会社は、作業所に常駐する職長又は安全衛生責任者に、作業を終了する時点における作業の進捗状況、作業中の災害等の有無等に関して確認させ、作業所に報告するまで作業員を退場させてはならない。

4 労働災害等発生時の措置

4－1 労働災害等発生時の処置

協力会社は、作業所内で労働災害等を発見し、又はその発生を予見した時は、担当業務の如何を問わず直ちに安全確保のため作業を中止させ、例外なく、作業所に急報し、作業所長等の指示を求めることを周知徹底させなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

4－2 労働災害等の原因の調査及び再発防止対策の樹立

一次下請負会社は、二次以降の下請負会社の作業員が被災した場合には、作業所との連携の下に、自社の安全管理の責任者、安全衛生推進者等により災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立して展開を図らなければならない。

4－3 被災者に関する報告

協力会社は、その雇用する作業員が被災した場合には、治癒するまで被災者の療養状況を少なくとも毎週1回作業所又は当社に報告しなければならない。